

山口県報

平成24年
3月2日
(金曜日)

目次

告示

特定計量器の定期検査の実施(計量検定所).....一

道路の区域の変更(道路整備課).....三

建築物に関する中間検査に係る特定工程及び特定工程後の工程の指定に関する告示の一部改正(建築指導課).....三

公告

平成二十四年度前期実施技能検定試験の実施(労働政策課).....三

平成二十四年度随時実施三級、基礎一級及び基礎二級技能検定試験の実施(労働政策課).....七

土地改良事業の工事の完了(農村整備課).....八

種畜証明書の交付(畜産振興課).....八

公安委規則

山口県道路交通規則の一部を改正する規則.....八

公安委規程

山口県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規程の一部を改正する規程.....一

公安委告示

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区に関する告示の一部改正.....一

漁管委告示

漁業法第六十七条第一項及び第三百三十条第四項の規定による指示.....一

山口県告示第五十八号

計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項の規定により、計量法施行令(平



成五年政令第三百二十九号)第十条第一項各号に掲げる特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

平成二十四年三月二日

山口県知事 二井 関成

一	区域	山陽小野田市	検査の期日、場所等	山陽小野田市
二	区域	山口市	検査の期日、場所等	山口市
三	区域	山陽小野田市	検査の期日、場所等	山陽小野田市
四	区域	山口市	検査の期日、場所等	山口市

平成二十四年四月二十三日から同年六月二十九日までは、山口県計量検定所において実施する。

平成二十四年十月一日から同年十二月十四日まで

指定定期検査機関の名称

社団法人山口県計量振興協会

一	区域	山口市	検査の期日、場所等	山口市
二	区域	山口市	検査の期日、場所等	山口市
三	区域	山口市	検査の期日、場所等	山口市
四	区域	山口市	検査の期日、場所等	山口市

"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
"	"	二一	"	"	一八	"	一七	一六	一五	一四	"	"	一一	"	"	一〇	"	九
午後三時から午後三時三〇分まで	午後三時から午後三時三〇分まで	午後三時から午後三時三〇分まで	午後三時から午後三時三〇分まで	午後三時から午後三時三〇分まで	午後三時から午後三時三〇分まで	午後三時から午後三時三〇分まで	午後三時から午後三時三〇分まで	午後三時から午後三時三〇分まで	午後三時から午後三時三〇分まで	午後三時から午後三時三〇分まで	午後三時から午後三時三〇分まで	午後三時から午後三時三〇分まで	午後三時から午後三時三〇分まで	午後三時から午後三時三〇分まで	午後三時から午後三時三〇分まで	午後三時から午後三時三〇分まで	午後三時から午後三時三〇分まで	午後三時から午後三時三〇分まで
長門峡自然休養村管理センター	雲分館	山口市阿東地域交流センター生雲分館	山口市阿東地域交流センター地福分館	山口市徳地地域交流センター	山口市徳地地域交流センター島地分館	山口市徳地地域交流センター	山口市徳地地域交流センター島地分館	山口市徳地地域交流センター八坂分館	山口市徳地地域交流センター									

"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
"	"	二〇	"	一九	"	一八	"	一四	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
午後三時から午後三時三〇分まで																		
萩市旭総合事務所	川上公民館	"	"	萩市民館	萩市徳地地域交流センター													

一 区域 萩市

二 検査の期日、場所等

平成二四、六、一一 午後一時から午後三時まで 萩市大島出張所

" " 一二 午前二時から午後三時まで 萩市相島文化センター

" " 一三 午前二時から午後三時まで 萩市三見出張所

" " 一四 午後一時から午後三時まで 萩市大字山田五一五三

" " 一五 午後一時から午後三時まで 山口県漁業協同組合玉江浦支店

" " 一六 午後一時から午後三時まで 萩市見島総合センター

" " 一七 午後一時から午後三時まで 萩市見島一八三四の三

" " 一八 午後一時から午後三時まで 山口県漁業協同組合宇津支店

" " 一九 午後一時から午後三時まで 萩市大字東浜崎町一三七

" " 二〇 午後一時から午後三時まで 萩市民館

三 所在場所における定期検査の期間

平成二十四年六月二十五日から同年七月二十四日まで

四 指定定期検査機関の名称

社団法人山口県計量振興協会

平成二十四年五月二十四日から同年七月三十一日まで、山口県計量検定所において実施する。

電 気 機 器 組 立 て	電 子 機 器 組 立 て	ダ イ カ ス ト	切 削 工 具 研 削	仕 上 げ	工 場 板 金	建 築 板 金	鉄 工	金 属 プ レ ス 加 工	放 電 加 工	機 械 加 工	金 属 熱 処 理	鑄 造	造 園	園 芸 装 飾	職 種	1 一 級 及 び 二 級 の 技 能 検 定
配電盤・制御盤組立て	電子機器組立て	コールドチャンバダイカスト	工作機械用切削工具研削	治工具仕上げ 金型仕上げ 機械組立仕上げ	曲げ板金 打出し板金	内外装板金 ダクト板金	製缶 構造物鉄工	金属プレス	数値制御彫り放電加工 ワイヤ放電加工	数値制御フライス盤 平面研削盤 円筒研削盤 ホブ盤 マシニングセンタ	一般熱処理 浸炭・浸炭窒化・窒化処理 高周波・炎熱処理 普通旋盤 数値制御旋盤 数値制御フライス盤 数値制御フライス盤 ボール盤 平面研削盤	鑄鉄鑄物鑄造	造園工事	室内園芸装飾	試 験 科 目	

表 装	サ ツ シ 施 工	熱 絶 縁 施 工	内 装 仕 上 げ 施 工	防 水 施 工	畳 製 作	タ イ ル 張 り	左 官	と び	石 材 施 工	プ ラ ス チ ック 成 形	印 刷	建 具 製 作	家 具 製 作	婦 人 子 供 服 製 造	建 設 機 械 整 備	鉄 道 車 両 製 造 ・ 整 備	産 業 車 両 整 備
壁装具	ビル用サッシ施工	保温保冷工事	鋼製下地工事 ボルト仕上り工事 木質系床仕上げ工事	ウレタンゴム系塗膜防水工事 シリコンゴム系塗膜防水工事 FRP防水工事 プラスチック系床仕上げ工事	畳製作	タイル張り	左官	とび	石張り 石積み	射出成形	オフセット印刷	木製建具手加工	家具手加工	婦人子供注文服製作	建設機械整備	機器ぎ装 内部ぎ装 配管ぎ装 電気ぎ装 鉄道車両現図	産業車両整備

3 単一等級の技能検定

職 種	実施期 日
産業洗浄	平成二十四年八月十九日 (日曜日)
路面標示施工	平成二十四年九月二日 (日曜日)

三 試験の場所

山口県職業能力開発協会が指定する場所

四 受検資格

(一) 一級の技能検定にあつては、法第四十五条及び職業能力開発促進法施行規則(昭和四十四年労働省令第二十四号。以下「省令」という。)第六十四条の二に規定する者であること。

(二) 二級の技能検定にあつては、法第四十五条及び省令第六十四条の三に規定する者であること。

(三) 三級の技能検定にあつては、法第四十五条及び省令第六十四条の四に規定する者であること。

(四) 単一等級の技能検定にあつては、法第四十五条及び省令第六十四条の六に規定する者であること。

五 受検申請書の受付期間

平成二十四年四月九日(月曜日)から同月十八日(水曜日)まで(郵送の場合は、四月十八日までの消印のあるものは、有効とする。)

六 受検申請書の提出先

山口市中央四丁目三番六号(郵便番号七五三-〇〇七四)
山口県職業能力開発協会

七 提出書類

(一) 受検申請書
(二) 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする者にあつては、その資格を証する書面

八 受検手数料

受検申請書の提出の際に次に掲げる額を山口県職業能力開発協会に納付すること。

(一) 学科試験にあつては、三千百円
(二) 実技試験にあつては、次の1の表から4の表までの上欄に掲げる職種ごとにそれぞれこれらの表の下欄に掲げる額

1 一級及び二級の技能検定

職 種	手 数 料
婦人子供服製造	一万三千七百元
園芸装飾 造園 鑄造 金属熱処理 機械加工 放電加工・金属プレス加工 電気機器組立 工場板金 仕上げ 切削工具研削 ダイカスト 電子機器組立 電気器具製作 産業車両整備 鉄道車両製造・整備 建設機械整備 家具製作 印刷 プラスチック成形 石材施工 サツシ施工 左官 タイル張り 美術仕上げ フラワー装飾 内装仕上げ施工 熱絶縁施工	一万六千五百円

2 三級の技能検定(受検者が在校生である場合)

職 種	手 数 料
園芸装飾 造園 金属熱処理 機械加工 建築板金 工場板金 仕上げ 機械保全 電子機器組立 とび 左官 内装仕上げ施工 塗装 フラワー装飾	五千五百円

3 三級の技能検定(受検者が在校生でない場合)

職 種	手 数 料
園芸装飾 造園 金属熱処理 機械加工 建築板金 工場板金 仕上げ 機械保全 電子機器組立 とび 左官 内装仕上げ施工 塗装 フラワー装飾	一万六千五百円

4 単一等級の技能検定

職 種	手 数 料
路面標示施工 産業洗浄	一万六千五百円

九 問題の公表

実技試験の問題は、平成二十四年五月二十八日(月曜日)に山口県職業能力開発協会において公表する。ただし、一部の職種については、公表しない。

十 合格者の発表等

(一) 合格者の発表は、三級の技能検定(金属熱処理に係るものを除く。)にあつては平成二十四年八月二十四日(金曜日)、その他の技能検定にあつては同年九月二十八日(金曜日)とし、合格者の受検番号を山口県庁インフォメーションプラザ内の掲示板に掲示する。

(二) 試験の得点の開示は、山口県商工労働部労働政策課において行うので、試験の得点の開示を受けようとする受検者は、合格者の発表日以後、受検票を提示してその旨を知事に申し出ること。

十一 その他

- (一) 受検案内、受検申請書等の請求は、山口県職業能力開発協会、市役所、町役場、公共職業安定所、高等産業技術学校、山口職業能力開発促進センター又は防府地域職業訓練センターにすること。郵便で請求する場合は、封筒の表に「技能検定試験」と朱書きし、百四十円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、山口県職業能力開発協会にすること。
- (二) 技能検定試験についての問合せは、山口県職業能力開発協会（電話〇八三一九二二一八六四六）にすること。

(六七) 平成二十四年度随時実施三級、基礎一級及び基礎二級技能検定試験の実施

職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号。以下「法」という。）第四十四条第一項の規定により、平成二十四年度随時実施三級、基礎一級及び基礎二級技能検定試験を次のとおり実施します。

平成二十四年三月二日

山口県知事 二井 関成

一 随時実施三級、基礎一級及び基礎二級技能検定の実施職種及び試験の方法

(一) 実施職種

さく井、鋳造、鍛造、機械加工、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、めっき、アルミニウム陽極酸化処理、仕上げ、機械検査、ダイカスト、機械保全、電子機器組立て、電気機器組立て、プリント配線板製造、冷凍空気調和機器施工、染色、ニット製品製造、婦人子供服製造、紳士服製造、寝具製作、帆布製品製造、布はく縫製、家具製作、建具製作、紙器・段ボール箱製造、印刷、製本、プラスチック成形、強化プラスチック成形、石材施工、パン製造、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、建築大工、かわらぶき、とび、左官、タイル張り、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、サッシ施工、ウエルポイント施工、表装、塗装及び工業包装

(二) 試験の方法

(一)に規定する職種ごとに実技試験及び学科試験を実施する。

二 試験の期日

山口県職業能力開発協会が指定する日
試験の場所
山口県職業能力開発協会が指定する場所

四 受検資格

- (一) 随時実施三級の技能検定
受検しようとする職種に係る基礎一級又は基礎二級技能検定に合格した者であること。
- (二) 基礎一級及び基礎二級の技能検定
法第四十五条及び職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）第六十四条の五に規定する者であること。

五 受検申請書の受付

随時受け付ける。
受検申請書の提出先

山口市中央四丁目三番六号（郵便番号七五三〇〇七四）
山口県職業能力開発協会

七 提出書類

- (一) 随時実施三級の技能検定
受検申請書及び基礎一級又は基礎二級技能検定の合格証書の写し
- (二) 基礎一級及び基礎二級の技能検定
受検申請書

八 受検手数料

受検申請書の提出の際に次に掲げる額を山口県職業能力開発協会に納付すること。
(一) 学科試験にあつては、三千円
(二) 実技試験にあつては、次の1の表及び2の表の上欄に掲げる職種ごとにそれぞれこれらの表の下欄に掲げる額
1 随時実施三級の技能検定（受検者が在校生である場合）

職種	手数料
機械検査 婦人子供服製造	四千六百元
さく井 鋳造 鍛造 機械加工 金属プレス加工 鉄工 建築板金 工場板金 めっき アルミニウム陽極酸化処理 仕上げ 機械検査 ダイカスト 機械保全 電子機器組立て 電気機器組立て プリント配線板製造 冷凍空気調和機器施工 染色 ニット製品製造 婦人子供服製造 紳士服製造 寝具製作 帆布製品製造 布はく縫製 家具製作 建具製作 紙器・段ボール箱製造 印刷 製本 プラスチック成形 強化プラスチック成形 石材施工 パン製造 ハム・ソーセージ・ベーコン製造 ベーコン製造 水産練り製品製造 建築大工 かわらぶき とび 左官 タイル張り 配管 型枠施工 鉄筋施工 コンクリート圧送施工 防水施工 内装仕上げ施工 熱絶縁施工 サッシ施工 ウエルポイント施工 表装 塗装及び工業包装	五千五百円

り製品製造 鉄筋施工 ウエルポイント施工	建築大工 かわらぶき とび 左官 タイル張り 配管 型枠施工 熱絶縁施工	
----------------------------	-----------------------------------------------------------	--

2 随時実施三級の技能検定(受検者が在校生でない場合)並びに基礎一級及び基礎二級の技能検定

職	種	手数料
機械検査 婦人子供服製造		一万三千七百円

九 問題の通知

実技試験の問題は、山口県職業能力開発協会があらかじめ受検申請者宛て通知する。

十 合格者の発表等

- (一) 合格者の発表日等については、試験当日に通知する。
- (二) 試験の得点の開示は、山口県商工労働部労働政策課において行うので、試験の得点の開示を受けようとする受検者は、合格者の発表日以後、受検票を提示してその旨を知事に申し出ること。

十一 その他

- (一) 受検申請書の請求は、山口県職業能力開発協会にすること。郵便で請求する場合は、封筒の表に「随時実施三級技能検定試験」又は「基礎一級及び基礎二級技能検定試験」と朱書きし、百四十円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、山口県職業能力開発協会にすること。
- (二) 随時実施三級、基礎一級及び基礎二級技能検定試験についての問合せは、山口県職業能力開発協会(電話〇八三一九二一八六四六)にすること。

(六八) 土地改良事業の工事の完了

次のとおり県営土地改良事業の工事が完了しました。

平成二十四年三月二日

一 事業の名称

県営阿武東地区広域営農団地農道整備事業

二 工事完了の時期

平成二十三年七月二十八日

山口県知事 二井 関成

(六九) 種畜証明書の交付

次の家畜につき、家畜改良増殖法(昭和二十五年法律第二百九号)第四条第一項第二号の種畜証明書を交付しました。

平成二十四年三月二日

山口県知事 二井 関成

種畜証明書番号	名	前	品種	生年月日	産地	検査成績	飼養者の住所及び氏名又は名称
平一三三〇	山口県福安						
臨一三三〇	全和二〇一〇子山黒二二六〇	黒毛和種	平成二一、八、六	山口県	一級	美祿市伊佐町河原	山口県農林総合技術センター
第一号	勝春秀(全和二〇一〇子山黒二二六三)	"	"	"	"	"	"
第二号	(全和二〇一〇子山黒二二六三)	"	"	"	"	"	"



山口県道路交通規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年三月二日

山口県公安委員会

山口県公安委員会規則第一号

山口県道路交通規則の一部を改正する規則

山口県道路交通規則(昭和四十七年山口県公安委員会規則第三号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項の表中「一八 第二十一条の二の運転経歴証明書交付申請書」を

「八 第二十一条の二の運転経歴証明書交付申請書	
八の二 第二十一条の三の運転経歴証明書記載事項変更届	
八の三 第二十一条の四の運転経歴証明書再交付申請書	に改め、同条第五項中
八の四 第二十一条の五の運転経歴証明書返納届	
八の五 第二十一条の運転免許証返納届	

「若しくは運転免許取消申請書」を、「運転免許取消申請書若しくは運転経歴証明書交付申請書」に、「免許用写真」を「申請用写真」に改め、同条第六項中「運転免許証記載事項変更届」の下に「及び運転経歴証明書記載事項変更届」を加える。

第二十一条の二を次のように改める。

(運転経歴証明書の交付の申請)
第二十一条の二 府令第三十条の十第一項の運転経歴証明書交付申請書は、運転経歴証明書交付申請書(別記第十四号様式の二)によらなければならない。

第二十一条の二の次に次の三条を加える。

(運転経歴証明書の記載事項の変更の届出)
第二十一条の三 府令第三十条の十二第二項の届出書は、運転経歴証明書記載事項変更届(別記第十四号様式の三)によらなければならない。

(運転経歴証明書の再交付の申請)

第二十一条の四 府令第三十条の十三第一項の運転経歴証明書再交付申請書は、運転経歴証明書再交付申請書(別記第十四号様式の四)によらなければならない。

(運転経歴証明書の返納)

第二十一条の五 府令第三十条の十四の規定による運転経歴証明書の返納は、運転経歴証明書返納届(別記第十四号様式の五)に当該運転経歴証明書を添付してしなければならない。

別表二の項一九一号に関する部分中「三見字生化九九〇の一」を「大字横字田は二二二二の一」に改める。

別記第十四号様式の二を削り、別記第十四号様式の三中「山口県道路交通規則第21条の2」を「道路交通法第104条の4第5項」に、「はり付け欄」を「貼付け欄」に改め、同様式の注中「はり付ける」を「貼り付ける」に改め、同様式を別記第十四号様式の二とし、同様式の次に次の三様式を加える。

第14号様式の3 (第21条の3関係)

運転経歴証明書記載事項変更届 山口県公安委員会 殿 届出者 住所 氏名 氏名		年 月 日
下記のとおり運転経歴証明書の記載事項に変更を生じたので、道路交通法施行規則第30条の12第1項の規定により届け出ます。 記		

住 所	第
氏 名	住所 氏名
氏 年 月 日	年 月 日
運 転 経 歴 証 明 書 番 号	第
交 付 年 月 日	年 月 日
変 更 事 項	住所 氏名
変 更 事 項	住所 氏名
変 更 の 内 容	旧 新

注 「変更事項」欄は、該当するものの番号を で囲むこと。
備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

第14号様式の4 (第21条の4関係)

運転経歴証明書再交付申請書 山口県公安委員会 殿 申請者 住所 氏名 下記のとおり運転経歴証明書の再交付を受けたので、道路交通法施行規則第30条の13第1項の規定により申請します。 記		年 月 日
住所 (ふりがな)		
氏名		
生 年 月 日	年 月 日	
再交付申請の理由		
運転経歴証明書番号	第 号	
現在受けている運転経歴証明書		
再交付公安委員会	公安委員会	
免 許 年 月 日	第一種免許	年 月 日
	二・小・原	年 月 日
	その他	年 月 日
免 許 の 種 類	大 型	大 特 引
	中 型	中 二
	普 通	普 二
	大 自 二	大 特 引
	小 自 二	
	小 原 付 引	
	大 二	
	中 二	
	普 二	
	大 特 引	
山口県収入証紙貼付け欄 (消印しないこと。)		
写真貼付け欄		

注 / 「現在受けている運転経歴証明書」欄の「免許の種類」欄は、該当するものを 2 で囲むこと。
 2 写真は、縦3センチメートル、横2.4センチメートルとし、申請前6月以内に撮影した無帽、正面向き及び上半身像のものを貼り付けること。
 備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

第14号様式の5 (第21条の5関係)

運転経歴証明書返納届 山口県公安委員会 殿 返納者 住所 氏名 道路交通法施行規則第30条の14の規定により、下記のとおり運転経歴証明書を返納します。 記		年 月 日
返納する理由	/ 運転経歴証明書の再交付後、発見した。 2 その他 ()	
住所		
氏名	年 月 日	
運転経歴証明書番号	第 号	
交 付 年 月 日	年 月 日	
備 考		

注 「返納する理由」欄は、該当するものの番号を 2 で囲むこと。
 備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

附則
この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

山口県公安委員会規程第一号

山口県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十四年三月二日

山口県公安委員会

山口県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規程の一部を改正する規程

山口県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規程（平成元年山口県公安委員会規程第一号）の一部を次のように改正する。

別表第一の七十の表第三十条の九第四項の項の次に次のように加える。

第30条の2第1項	運転経歴証明書記載事項の変更届出の受理及び変更事項の記載
第30条の3第1項	運転経歴証明書の再交付
第30条の4	返納に係る運転経歴証明書の受領

別表第二の三十一の表に次のように加える。

第30条の2第1項	運転経歴証明書記載事項の変更届出の受理及び変更事項の記載
第30条の3第1項	運転経歴証明書の再交付
第30条の4	返納に係る運転経歴証明書の受領

附則

この規程は、平成二十四年四月一日から施行する。

山口県公安委員会告示第四号

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区に関する告示（昭和四十一年山口県公安委員会告示第六十三号）の一部を次のように改正し、平成二十四年四月一日から施行する。

平成二十四年三月二日

山口県公安委員会

表山口県山南警察署の部新山口駅警備派出所の項を削り、同表山口県美祢警察署の部真名警察官駐在所の項名称の欄に「真名警察官駐在所」を「真長田警察官駐在所」に改める。



山口県内水面漁場管理委員会告示第一号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項及び第三百十条第四項の規定により、次のとおり指示する。

平成二十四年三月二日

山口県内水面漁場管理委員会

会長 小川 昶三朗

一 指示の内容

- コイヘルペスウイルス病のまん延を防止するため、次に掲げる水域においては、こい（まごい及びにしきこいをいう。）を当該水域の外に持ち出し、かつ、他の水域に放流し、又は遺棄してはならない。
- (一) 下松市の区域内の水域のうち、平田川水系に係る河川及びこれと接続して一体を成す水面
 - (二) 防府市大字西浦字沖本土手附二七九八の一地先の遊水池及びこれと接続して一体を成す水面
 - (三) 佐波川水系に係る河川（佐波川ダム堰堤から上流の区間及び島地川ダム堰堤から上流の区間を除く。）及びこれと接続して一体を成す水面
 - (四) 防府市大字佐野字開作一七八五の一地先の遊水池及びこれと接続して一体を成す水面
 - (五) 河内川水系に係る河川及びこれと接続して一体を成す水面
 - (六) 南若川水系に係る河川及びこれと接続して一体を成す水面
 - (七) 榎野川水系に係る河川（一の坂ダム堰堤から上流の区間及び荒谷ダム堰堤から上流の区間を除く。）及びこれと接続して一体を成す水面
 - (八) 井関川水系に係る河川及びこれと接続して一体を成す水面

平成二十四年三月二日印刷
発行

発行所

山口県知事

- (九) 厚東川水系に係る河川（厚東川ダム堰堤から上流の区間及び宇部丸山ダム堰堤から上流の区間を除く。）及びこれと連接して一体を成す水面
 - (十) 栗野川水系に係る河川及びこれと連接して一体を成す水面
 - (十一) 阿武川水系に係る河川及びこれと連接して一体を成す水面
- 二 指示の有効期間
平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで